

静岡市と学校法人静岡理工科大学との包括連携に関する協定書

静岡市（以下「甲」という。）と学校法人静岡理工科大学（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が包括的な連携のもと、それぞれの資源や機能等の活用を図りながら、幅広い分野で相互に協力し、地域社会の発展と人材の育成に寄与することを目的とする。

（連携及び協力の内容）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる分野の調査・研究・実施に関して連携及び協力するものとする。

- (1) 産業振興、産学官連携など地域経済の発展に関すること。
- (2) DX推進に関すること。
- (3) BX推進に関すること。
- (4) GX推進に関すること。
- (5) 教育、人材育成に関すること。
- (6) まちづくり及び地域振興に関すること。
- (7) 文化・観光振興、国際化に関すること。
- (8) その他、相互に連携及び協力が必要と認められる事項に関すること。

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、締結日から3年間とする。ただし、本協定の有効期間満了日の3箇月前までに、甲又は乙から改廃の申出がないときには、更に3年間更新するものとし、その後も同様とする。

（協議）

第4条 本協定に定める事項について疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項については、甲、乙が協議して定めるものとする。

本協定締結を証として、本書2通を作成し、甲、乙がそれぞれ署名の上、各1通を保有するものとする。

令和6年3月22日

（甲） 静岡市長

（乙） 学校法人静岡理工科大学

理事長

難波喬司

杉浦 知